

6月1日は「景観の日」です

平成17年の「景観法」施行の日
に合わせ、毎年6月1日は「景
観の日」と定められました。

市は、平成21年に「富士市景
観計画」及び「富士市景観条例」
を定め、富士山の眺望をはじめ
とした良好な景観を守り、育て、
そして将来に残していけるよう、
市民・事業者の皆さんとともに
さまざまな取り組みを進めてい
ます。



大規模建築物などの建築には事前
に届け出を

良好な景観の形成を図るため、大
規模な建築物などを建築する際には、
事前に届け出が必要です。

※届け出対象になる建築物などは、
景観計画に定める「色彩基準」及
び「景観形成の指針」の規制対象
になります。事前に、建築指導課
(市役所7階)で相談を行い、届
出書を提出してください。

届け出対象となる建築物など

延べ面積が1000平方メートル
以上、または、高さが15メートル以
上(用途地域が定まっていらない地域
については高さ10メートル以上)の
建築物及び工作物の新築・増築・外
観の5分の1以上の色彩変更など

問い合わせ／建築指導課

☎(05)26600 ㊟(05)27773

✉kentiku@div.city.fuji.shizuoka.jp

ご協力をお願いします！

在宅高齢者

実態調査

市は、毎年7月1日を基準日と
して、高齢者世帯などを対象に、
世帯状況の調査を行っています。

対象

- ①ひとり暮らし
満70歳以上のひとり暮らしの人
- ②高齢者世帯(高齢者のみの世帯)
満70歳以上の高齢者のみで構成され
る世帯
- ③高齢者世帯に準ずる世帯
満70歳以上の高齢者と、重度障害者
や18歳未満の子のみで構成される世
帯
- ④一般世帯の寝たきり・認知症高齢者
①～③以外で、一般世帯(70歳未満
の人を含む世帯)に属する寝たきり
または認知症の高齢者
- ⑤その他

①～④以外で、一般世帯に属する高
齢者のうち、特に見守りが必要と思
われる高齢者

調査員

担当地区の民生委員・児童委員に調
査をしていただきます。

調査方法・内容

対象者の自宅に訪問し、身体状況や
健康状態、緊急時の連絡先、日常生活
で困っていることなどを聞きします。

調査結果を生かします

調査を通して、支援を必要としてい
る人を確実に把握し、地域包括支援セ
ンター職員による訪問・見守りや、在
宅福祉サービス・介護保険サービスの
利用につなげます。

また、調査結果は、「災害時要援護者
名簿」の作成や、火災予防運動の際の
「防火診断対象者」の把握に活用します。



問い合わせ／高齢者介護支援課

☎(05)2741 ㊟(05)26220